

実用新案

(1) 実用新案登録願

【書類名】	実用新案登録願
【整理番号】	〇〇〇〇
(【提出日】)	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
(【国際特許分類】)	A 4 2 B 3 / 0 2)
【考案者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 実用株式会社内
【氏名】	考案 次郎
【実用新案登録出願人】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
【氏名又は名称】	実用株式会社
【代表者】	考案 太郎
【納付年分】	第1年分から第3年分
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	2 0 6 0 0
【提出物件の目録】	
【物件名】	実用新案登録請求の範囲 1
【物件名】	明細書 1
【物件名】	図面 1
【物件名】	要約書 1

役職名のみでよく、氏名までは記入不要です。

識別番号は、番号が付与されている人のみ記載します。識別番号の通知を受けていない者は【識別番号】の欄は不要です。

「円」や3桁ごとの区切り点(,)は記入しません。

記載方法は、特許出願の場合と基本的に同じです。

(2) 明細書

明細書の書き方も、特許出願の場合と基本的に同じです。各欄の項目見出しが【考案の名称】のように置き換わり、明細書の記述も「本発明」から「本考案」のように置き換える必要があります。実用新案登録願には、図面の添付が必須となっていますので、明細書中には【図面の簡単な説明】の欄を必ず設けなければなりません。それ以外の点については、特許出願の記載要領を参考にして記載してください。

<実用新案の明細書の例 第1頁>

<p>【書類名】 明細書</p> <p>【考案の名称】 簡易教訓茶碗</p> <p>【技術分野】</p> <p>【0001】</p> <p>本考案は、紙又は樹脂からなる簡易教訓茶碗に関する。</p> <p>【背景技術】</p> <p>【0002】</p> <p>細い管の通った造形物を茶碗内の中央部に配置し、茶湯を入れすぎるとサイホンの原理によって茶湯が外部に排出される教訓茶碗が古来より知られている。</p> <p>【考案の概要】</p> <p>【考案が解決しようとする課題】</p> <p>【0003】</p> <p>しかしながら、細い管の通った造形物を形成する従来の教訓茶碗は、陶製であるため加工が困難であり、重量も重くなるなどの欠点があった。</p> <p>【課題を解決するための手段】</p> <p>【0004】</p> <p>本考案は、紙又は樹脂からなる容器の内周面に屈曲した管を配置してなる湯飲み茶碗において、前記屈曲した管の長尺側端部は前記容器の底部より外部に導通して開口部を突出せしめ、他端の短尺側端部は前記容器内の底部近傍に開口部を配置してなる簡易教訓茶碗という構成を具備することで、加工の容易化と茶碗の軽量化を実現し、これにより上記課題を解決するものである。</p> <p>【考案の効果】</p> <p>【0005】</p> <p>本考案に係る簡易教訓茶碗は、サイホンの原理を働かせるための造形物として簡易な構成の同時、本考案の目的により容易に製造す</p>
--

<実用新案の明細書の例 第2頁>

<p>【図面の簡単な説明】</p> <p>【0006】</p> <p>【図1】本考案に係る簡易教訓茶碗の製造における工程図である。</p> <p>【図2】本考案に係る簡易教訓茶碗の一部を構成する管の正面図である。</p> <p>【図3】本考案に係る簡易教訓茶碗の正面図である。</p> <p>【考案を実施するための形態】</p> <p>【0007】</p> <p>図1に示すように、市販の紙コップなどの容器1の底部に穴2を開口する。次に、図2に示すように、市販のストローなどの管3をU字型に屈曲させ、セロハンテープ4などの手段により固定する。</p> <p>【0008】</p> <p>図3に示すように、穴2から管3の長尺側端部5を突出させ、短尺側端部6を底部近傍に開口部が配置するように調整し、セロハンテープなどで管3を容器1の内周面に固定する。そして、穴2と管3のすき間から茶湯が漏れないように適宜防水加工を施す。</p> <p>【0009】</p> <p>上記工程により完成した本考案の簡易教訓茶碗は、管3の屈曲部を越える分量の茶湯を注ぐと、管内に茶湯が充填されることでサイホンの原理が働き、容器内の茶湯の全量が外部に排出される現象を生じる。この現象を見ることによって、使用者は「何事も腹八分目」であることを教訓として学ぶことができる。</p> <p>【符号の説明】</p> <p>【0010】</p> <p>1 容器</p> <p>2 穴</p> <p>3 管</p>
--

(3) 実用新案登録請求の範囲

記載方法は、特許出願の場合と基本的に同じです。

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項 1】

紙又は樹脂からなる容器の内周面に屈曲した管を配置してなる湯飲み茶碗において、前記屈曲した管の長尺側端部は前記容器の底部より外部に導通して開口部を突出せしめ、他端の短尺側端部は前記容器内の底部近傍に開口部を配置してなる簡易教訓茶碗。

(4) 要約書

要約書の書き方も、特許出願の場合と基本的に同じになります。【要約】の欄については、自分のアイデアを「発明」と表現せずに、「考案」と表現して、全体で文字数400字以内になるように、その「考案」のポイントを簡潔に記載します。

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 本考案は、サイホンの原理を利用した教訓的な効果を示す教訓茶碗において、軽量性と加工容易性に優れた教訓茶碗を提供するものである。

【解決手段】 紙又は樹脂製の容器1の内周面に屈曲した管3を配設し、前記管3の長尺側端部5を外部に突出させる。

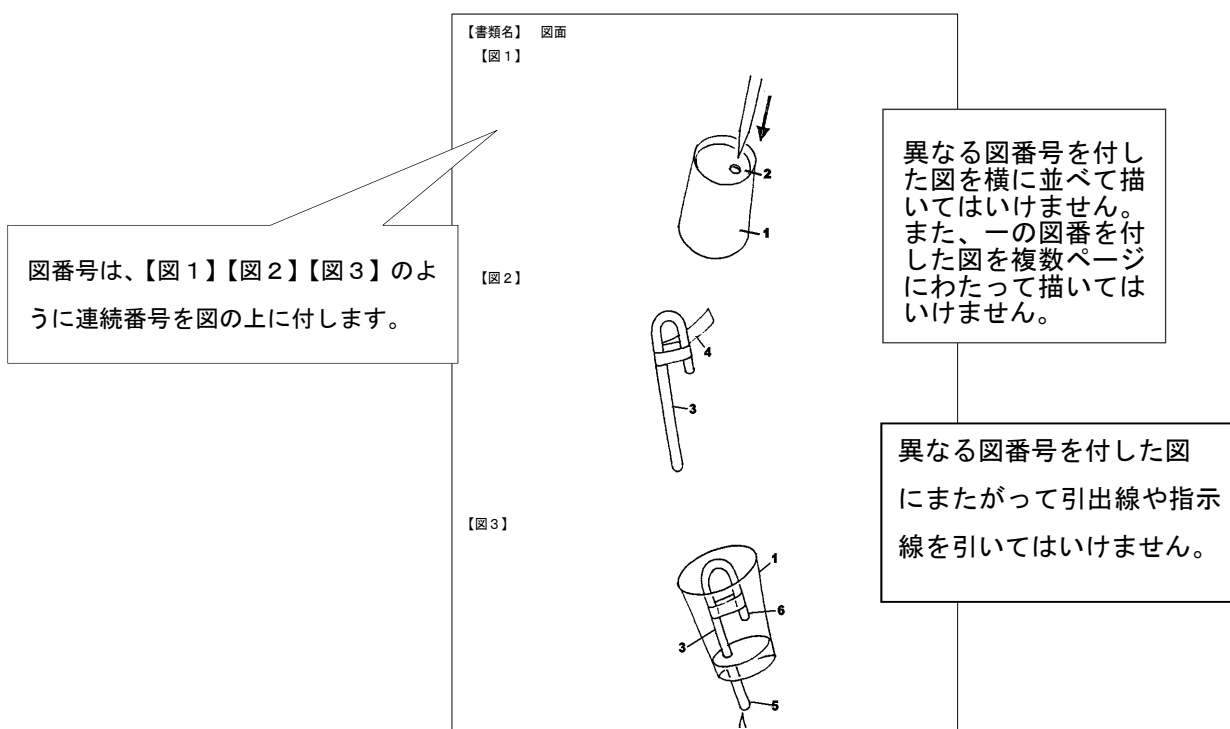
【選択図】 図1

(5) 図面

図面の書き方は、特許出願の場合と全く同じです。この例では、図面を小さくレイアウトしていますが、横170mm、縦255mmの最大幅を超えない範囲の見やすい大きさに製図するのが好ましいです。

電子出願をする場合は「400dpi」以内の解像度で図面を読みとり、「PNG形式」、「BMP形式」又は「GIF形式」（共にモノクロ2値）、「JPEG形式」（グレースケールのみ）でファイル保存します。

< 実用新案の図面の例 >



(6) 実用新案技術評価請求書

請求人が出願人及び権利者以外の場合は、
「実用新案技術評価請求書(他人)」と記載します。

【書類名】 実用新案技術評価請求書
(【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願の表示】
【出願番号】 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【評価の請求に係る請求項の数】 4
【評価の請求に係る請求項の表示】 請求項1、請求項2、請求項3、請求項4
【請求人】
【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍・地域】)
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
【納付金額】 4 6 0 0 0
【請求人の意見】
【提出物件の目録】

評価を求める請求項を選択するとともに、その請求項の番号を記載します。

請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載(任意)します。

実用新案技術評価請求手数料は請求項の数により変動します。
 $42,000 + (\text{請求項の数} \times 1000 \text{円}) = 46,000 \text{円}$

(7) 実用新案技術評価書

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 ○○○○○○○○
2. 出願番号 実願○○○○-○○○○○○○
3. 出願日 令和○○年○○月○○日
4. 優先日/原出願日
5. 考案の名称 寝具付きぬいぐるみ
6. 実用新案登録出願人/実用新案権者
実用 太郎
7. 作成日 令和○○年○○月○○日
8. 考案の属する分野の分類 A 6 3 H 3 / 0 2
(国際特許分類) A 6 3 H 3 / 0 0
A 6 3 H 3 / 0 4
A 4 7 J 9 / 0 8
9. 作成した審査官 俵 香志代 (9 1 3 6 3 L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
分野 国際特許分類
A 6 3 H 3 / 0 0 - 3 / 0 4
A 4 7 G 9 / 0 0 - 9 / 0 8
時期的範囲 ~令和○○年○○月○○日
●その他の文献
・○○○○編「生活百科(収納編)」(平成3年5月
6日発行)○○社
・特開昭62-123456号

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1及び2
・評価 1

・引用文献等 1

・評価についての説明

引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は、…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。

引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。

したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものであるものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。

・請求項 3

・評価 2

・引用文献等 1及び2

・評価についての説明

引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。

引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

・請求項 4

・評価 6

・引用文献等 1、2及び3（一般的技術水準を示す参考文献）

引用文献等一覧

1. 特開昭59-54321号公報
2. ○○○○編「生活百科（収納編）」（平成3年5月6日発行）○○社
3. 特開昭59-23456号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。